

国保からのお知らせ

医療費が高額になったとき

高額療養費の支給

支払った医療費の自己負担額（一部負担金）が一定額を超えた場合、申請するとその超えた分を国保があとから支給します。

1. 自己負担額が1か月に63,600円を超えた場合

一人の人が、同じ月に一つの医療機関に63,600円（住民税非課税世帯の場合は35,400円※）以上の医療費を自己負担した場合は63,600円（または、35,400円※）を超えた額があとから払い戻されます。

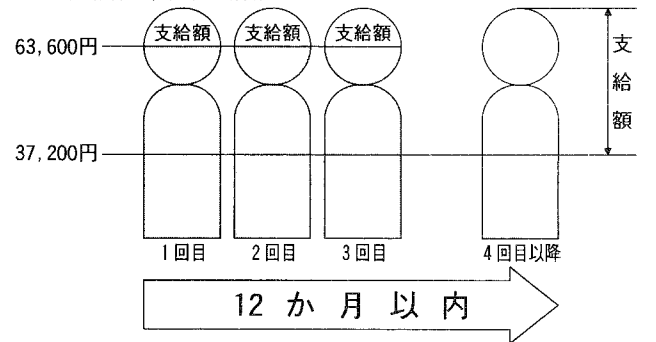
2. 同じ世帯で合算して63,600円を超えたとき

一つの世帯で、1か月に同一の医療機関へ支払った医療費が30,000円（または、21,000円※）以上の人が複数いたときで、合算して63,600円（または35,400円※）を超えた額はあとから払い戻されます。

3. 高額医療費の支給を4回以上受けたとき

一つの世帯で高額療養費に該当する医療費を12か月の間に、4回以上支払った場合は4回目以後から37,200円（または24,600円※）を超えた額があとから払い戻されます。

（一般の被保険者世帯の場合）



4. 高額の治療が長期間必要なとき

厚生大臣によって認定された特定の疾病（血友病、血液凝固因子製剤によるHIV感染症および人工透析の必要な慢性腎臓疾患）については、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口へ提出すれば、毎月の一部負担限度額は10,000円までとなります。

注意事項

- 月の1日から末日まで（暦月）ごとに、1か月として計算します。（月をまたがって診療を受けた場合は、暦月ごとに別々に計算します。）
- 同じ病院・診療所でも、医科と歯科は別計算となります。
- 同じ病院・診療所でも、入院と通院は別計算となります。ただし、入院している場合に、他の科を受診したときは、一部負担金は一連の診療として計算されます。
- 総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院として計算します。ただし、入院している場合は、歯科以外の他の科は一連の診療として計算されます。
- 食事代、差額ベッド、病衣の自己負担は高額医療費の対象になりません。
- 老人医療受給者対象の人は高額医療費の対象になりません。

介護保険制度について

保険料のいろいろ

Q1 保険料はどうやって決まるの？

A1 保険料はサービスの必要量をもとに加入者の所得段階などに応じて決まります。

第2号保険料の決まり方

健康保険加入者は？

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険によって異なります。サラリーマンなど健康保険加入者の保険料は被保険者の所得に応じて「税込み月収の何%」という形で定められます。また事業主が保険料の半額を負担します。

国民健康保険加入者は？

自営業など国民健康保険に加入している方はその所得や資産などによって市町村ごとに保険料が設定されます。また保険料と同額の公費負担があります。

第1号保険料の決まり方

「各市町村のサービス量によって」

利用見込みサービス量から第1号被保険者の保険料は、利用されると見込まれるサービス量を基準として計算されます。その市町村で介護保険サービスに必要な費用の見込額の17%が、第1号保険料によって賄われる金額です。

第1号保険料基準額

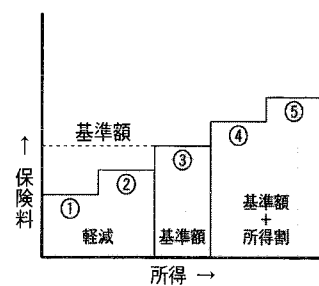
第1号保険料で賄われる総額からその市町村の被保険者数などを考慮して、各市町村の第1号保険料基準額が定められます。この基準額を基に所得段階に応じて第1号被保険者の保険料が決まります。

「被保険者の所得段階によって」

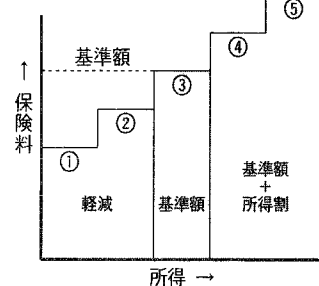
所得を5段階に区分
各市町村の利用見込みサービス量によって決まった保険料の基準額から、第1号被保険者の所得段階に応じて保険料が定められます。所得段階は原則として5つに分けられ、所得の低い方は低く、所得の高い方は高く保険料が設定されることとなります。

第1段階①	高齢福祉年金受給者など=基準額×0.5
第2段階②	住民税非課税世帯=基準額×0.75
第3段階③	住民税非課税者（本人）=基準額
第4段階④	住民税課税者=基準額×1.25 <small>（年所得250万円未満）</small>
第5段階⑤	住民税課税者=基準額×1.5 <small>（年所得250万円以上）</small>

■給付水準の低い市町村



■給付水準の高い市町村



Q2 保険料はどうやって納めるの？

A2 保険料の納付方法は第1号・第2号被保険者によって異なります。決められた方法で必ず納期限内に納めましょう。

保険料は納期限内に

第1号被保険者と第2号被保険者、また年金額で保険料の徴収方法が決まります。所定の納付方法で期限内に保険料を納めなくてはなりません。保険料を納めない人がいると、介護保険制度の健全な運営が困難になります。

災害などの特別な場合を除いて保険料を納めないでいると、利用した介護保険サービスの全額が一旦利用者の負担となったり、介護保険サービスを受けることができません。

徴収方法	
第1号被保険者	○年金額が年額18万円以上の方は年金から天引きされます。 ○18万円に満たない方には市町村が個別に徴収します。
第2号被保険者	○医療保険料に含まれて徴収します。